

29. アスファルト混合物事前審査制度の 認定書の適用について

技	第	102	号
平	成	15	年 11 月 26 日

アスファルト混合物事前審査制度の概要

1. アスファルト混合物事前審査制度の目的

アスファルト混合物事前審査制度（以下「事前審査制度」という。）とは、混合所から出荷される混合物を、近畿地方整備局長が指定した第三者機関（財団法人道路保全技術センター）が事前に審査・認定することにより、従来の工事ごと、混合物ごとに行っていた品質管理に関する基準試験（配合設計を含む）や試験練り等を省略しようとするものです。

その目的を要約すると、

- ① 合理化
- ② 省力化
- ③ 自主管理
- ④ 安定した品質管理 となっています。

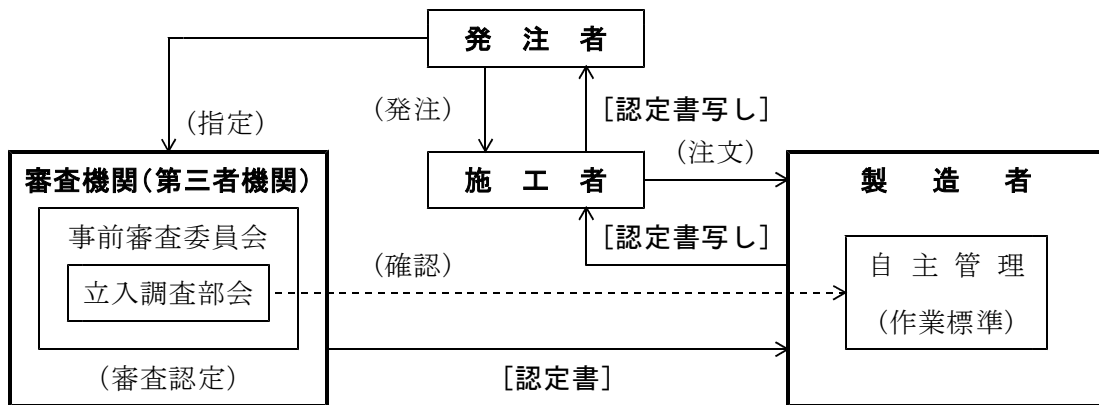
また、発注者、施工者及び混合物製造者それぞれに次のようなメリットが考えられます。

- 発注者**：監督職員の承認行為の省力化、試験練り立会の省略
- 施工者**：書類作成、チェック作業の省力化、試験練り立会の省略
- 混合物製造者**：混合物の各試験回数の削減、提出資料の作成の省力化、自主管理の促進(安定した品質確保)、工事毎の配合試験、試験練りの省略

一方、本「事前審査制度」の導入の背景としては、混合所のほとんどが定置化され、混合物は年間を通じて定常的に製造されていること、及び、混合所において各種の制御・計測機器による自動化が進むとともに、精度の向上が著しく、品質が安定してきていること等が挙げられます。

さらに、PL法・ISO9000シリーズ等に代表される品質管理に関する社会的要求や、労働環境の改善・労働時間の短縮化に関連して、アスファルト混合物の品質確認、監督体制及び管理業務の合理化等の要求が高まってきていることもその背景として考えられます。

この品質システムの概念を示すと次のようになります。



品質システム概念図

この制度では、

- ①製造者は自主管理を行うことによって、品質規格に適合した混合物を安定的に出荷すること。
- ②これを第三者機関が立会審査・立入調査をもとに審査・認定を行うことにより、客観性・公平性が確保されること。
がポイントです。

2. 基準試験等の省略

認定された混合物を使用する場合は、工事ごとに認定書の写しを監督職員に提出します。
このことによって、工事ごとの品質管理に関する基準試験等

- ① 材料試験結果の提出
 - ② 配合設計書の提出
 - ③ 品質管理に関する管理図表等の提出
 - ④ 試験練り等
- を**省略**することができます。

3. 事前審査制度のしくみと流れ

- ①混合所より混合物の審査について審査機関に申請する。
- ②混合所が作成した混合物の供試体について、審査機関が指定した試験機関に試験を依頼し、審査機関は試験期間より試験結果の報告を受け、審査委員会に報告する。
- ③審査機関が混合所の立入審査を行い審査委員会に報告する。
- ④審査委員会で審査され合格であれば認定され、混合所に審査結果を通知し認定書を発行する。

(認定書は1年間有効である。)

(認定から約半年後、審査機関は混合所に抜き打ちで立入調査を行う。)

※工事施工時に認定書の写しを発注機関に提出することにより、混合所での試験練り等が省略できる。

4. 事前審査機関事務局

財団法人道路保全技術センター近畿支部

〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目1-22(原大手前ビル8F)

TEL 06-6944-9831 FAX 06-6944-9833

<http://www.hozen.or.jp/nintei/index.html>

(別 紙)

【特記仕様書 記載例】

○土木工事共通仕様書

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第6節 一般舗装工

2-6-3 アスファルト舗装の材料 関係

2-6-7 アスファルト舗装工 関係

○土木工事施工管理基準及び規格値

第2編 品質管理基準及び規格値

8 アスファルト舗装 [材料, プラント] 関係

1. 受注者は、アスファルト混合物事前審査制度により認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に**認定書(認定書、混合物総括表)**の写しを監督職員に提出できるものとする。

この場合、「土木工事共通仕様書」によらず、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び**配合設計、試験練り、基準密度の試験**を省略することができる。

2. 事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準及び規格値」は以下のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	備考
アスファルト舗装	材料	必須	土木施工管理基準「品質管理基準」の全(6)項目	事前審査による認定書の写しを提出することにより省略できる。
		その他	土木施工管理基準「品質管理基準」の全(20)項目	
	プラント	必須	・粒度(2.36mmフルイ) ・粒度(75µmフルイ) ・アスファルト量 抽出粒度分析試験 ・温度測定(アスファルト ・骨材・混合物)	土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による(注1)

(注1) 監督職員の指示があった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。